

# 運 航 基 準

令和8年4月1日

九商フェリー株式会社

# 運 航 基 準

令和8年4月1日  
九商フェリー株式会社

## 目 次

	項
第1章 目的	2
第2章 運航の可否判断	2～5
第3章 船舶の航行	5～7
航海当直配置表（第5条）	8～9
運航基準図（第6条）	10
運航基準別表	11～14
速力基準表（第8条）	15

## 第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、島原～熊本航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
熊本港	15m/s 以上	1.5m以上	500m以下
島原港	15m/s 以上	1.5m以上	700m以下
島原湾	20m/s 以上	3.0m以上	500m以下

2. 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の30分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
熊本港	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB
島原港	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB
島原湾	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB

3. 船長及び運航管理者は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程がそれぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程発航港	発航港に近接した海域	視程
島原港	島原港附近（島原フェリー岸壁より島原灯浮標まで） 島原湾	700m以下 500m以下
熊本港	熊本港附近（熊本フェリー岸壁より熊本港口灯浮標まで） 島原湾	500m以下

4. 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、

担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。

5. 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合及び自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

- 第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあるとき並びに航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

地点名	基準航行中止条件		
	風速	波高	視程
島原湾	15 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	2 m 以上	500 m 以下

2. 船長及び運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
島原湾	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB

3. 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとること。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風速	波高
20m/s 以上	3m 以上

4. 船長は、航行中周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程
500m 以下

5. 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的地への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接触、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

海 域	視 程
島 原 湾	500m以下

6. 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、基準航行を中止すべき事実を把握したときは、基準航行を中止すること。
7. 船長及び運航管理者は、第3項の避泊を直ちに行うため、あらかじめ選定した次に掲げる避泊地について、海図、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象・水象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けること。
  - (1) 島原湾（島原港沖、熊本港沖）
  - (2) 島原港
  - (3) 熊本港
8. 船長は、避泊後、直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象・水象、他船の停泊状況等を確認し、運航管理者に報告すること。また、その後3時間毎に、その状況の変化を確認し、運航管理者に報告すること。

（入港中止条件等）

第4条 航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	入港中止条件		
	風速	波高	視程
熊本港	15m/s 以上	1.5m以上	500m以下
島原港	15m/s 以上	1.5m以上	700m以下

2. 船長及び運航管理者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻20分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
熊本港	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB
島原港	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB	TV気象情報・WEB

3. 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。
4. 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、入港を中止すべき事実を把握したときは、入港を中止すること。

（運航の可否判断等の手順図）

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象・水象(風速、視程及び波高)情報を含む。)、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌及び点検簿に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における反転、避難、避泊、錨泊、抜港、臨時寄港その他の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時(運航日毎等)まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 出入港配置     | (別紙のとおり) |
| (2) 狭視界出入港配置  | (別紙のとおり) |
| (3) 通常航海当直配置  | (別紙のとおり) |
| (4) 狭視界航海当直配置 | (別紙のとおり) |
| (5) 荒天航海当直配置  | (別紙のとおり) |
| (6) 狭水道航行配置   | (別紙のとおり) |

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が(副)運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2. 船長は、基準経路、第3条第1項の海域、避險線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり年間を通じ常用基準経路とする。

2. 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

3. 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

- (1) 島原港～島原灯浮標通過まで～熊本新港口灯浮標～熊本港
- (2) 熊本港～熊本新港口灯浮標～島原灯浮標5分前～島原港

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社又は営業所の(副)運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 熊本新港港口灯浮標に達したとき
- (2) 連絡事項
  - ① 通過地点名
  - ② 通過時刻
  - ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
  - ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項
2. (副)運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者等との間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する(本社又は)営業所	衛星電話、 携帯電話(ドコモ)
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	衛星電話、 携帯電話(ドコモ)

(入港連絡等)

第12条 船長は、第11条(通常連絡等)において、入港予定時刻を(副)運航管理者に連絡するものとする。

2. 前項の連絡を受けた(副)運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。
  - (1) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
  - (2) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)

(機器点検)

第13条 船長は、入港着岸前に状況に応じ次の事項を安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。

- (1) 島原港入港前は島原灯浮標より手前1マイル付近の海域
- (2) 熊本港入港前は航路ブイNO. 2より手前1マイル付近の海域

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌及び運航管理日誌に記録し、1年間保存するものとする。

## 航海当直配置等 (レインボーかもめ)

(第5条)

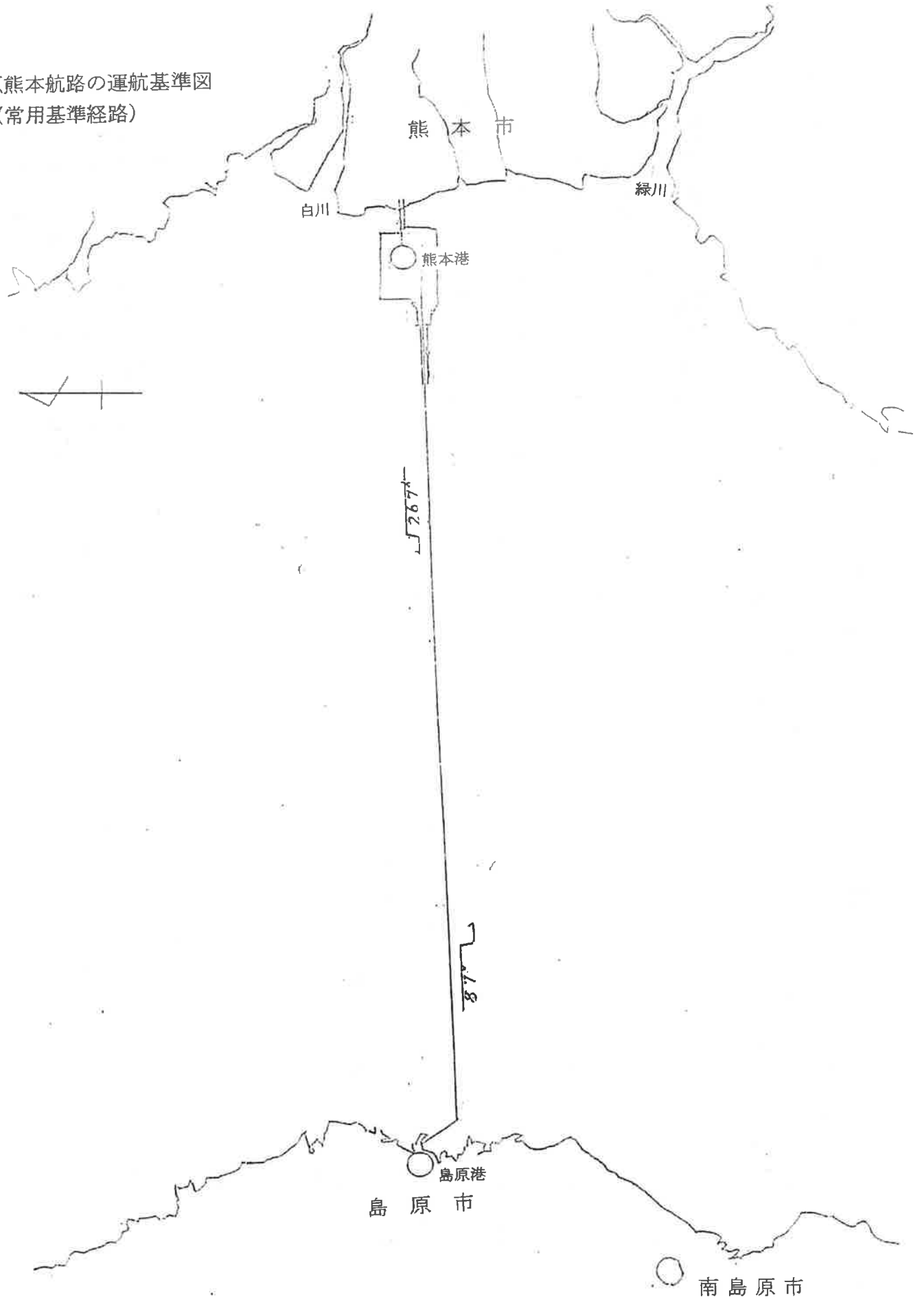
項目	甲板部			機関部		
(1)出入港配置	操舵室	船 長 (操船指揮)	1名	操舵室	一機士又は操機長 及び機関員 (主機 操作)	1名
	船首部	一航士 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名			
	船尾部	甲板長 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名	機関室	機関長	1名
(2)狭視界入港 配置	操舵室	船 長 (操船指揮) 甲板員 (見張、レーダー)	2名	操舵室	一機士又は操機長 及び機関員 (主機 操作)	1名
	船首部	一航士 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名	機関室	機関長	1名
	船尾部	甲板長 (作業)	1名			
(3)通常航海当 直配置	操舵室	2名当直	2名	機関室	1名当直	1名
(4)狭視界航海 当直配置	操舵室	船 長 (操船指揮) 一航士 (見張、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長 及び機関員 (主機 操作)	1名
	船首部	甲板長 (見張) 甲板員 (見張、投錨用意)	2名	機関室	機関長	1名
(5)荒天航海当 直配置	操舵室	船 長 (操船指揮) 一航士 (船長補佐、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長 及び機関員 (主機 操作)	1名
	車両甲板	甲板長 (現場指揮) 甲板員 (船内巡視)	2名	機関室	機関長	1名
(6)狭水道航行 配置	操舵室	船 長 (操船指揮) 一航士 (見張、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長 及び機関員 (主機 操作)	1名
	船首部	甲板長 (見張) 甲板員 (見張、投錨用意)	2名	機関室	機関長	1名

## 航海当直配置等 (フェリーくまもと)

(第5条)

項目	甲板部			機関部		
(1)出入港配置	操舵室	船長 (操船指揮)	1名	操舵室	一機士又は操機長 及び機関員 (主機 操作)	1名
	船首部	一航士 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名			
	船尾部	甲板長 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名	機関室	機関長	1名
(2)狭視界入港 配置	操舵室	船長 (操船指揮) 甲板員 (見張、レーダー)	2名	操舵室	一機士又は操機長 及び機関員 (主機 操作)	1名
	船首部	一航士 (現場指揮) 甲板員 (見張、作業)	2名	機関室	機関長	1名
	船尾部	甲板長 (作業)	1名			
(3)通常航海当 直配置	操舵室	2名当直	2名	機関室	1名当直	1名
(4)狭視界航海 当直配置	操舵室	船長 (操船指揮) 一航士 (見張、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長 及び機関員 (主機 操作)	1名
	船首部	甲板長 (見張) 甲板員 (見張、投錨用意)	2名	機関室	機関長	1名
(5)荒天航海当 直配置	操舵室	船長 (操船指揮) 一航士 (船長補佐、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長 及び機関員 (主機 操作)	1名
	車両甲板	甲板長 (現場指揮) 甲板員 (船内巡視)	2名	機関室	機関長	1名
(6)狭水道航行 配置	操舵室	船長 (操船指揮) 一航士 (見張、レーダー) 甲板員 (操舵)	3名	操舵室	一機士又は操機長 及び機関員 (主機 操作)	1名
	船首部	甲板長 (見張) 甲板員 (見張、投錨用意)	2名	機関室	機関長	1名

島原熊本航路の運航基準図  
(常用基準経路)



島原熊本航路（下り便）

運航基準別表

（船名）フェリーくまもと

地点番号	時刻	通過地点			針路		距離		速度		所要時間		備考																																					
		目 標	方 位		距離	T. CO	M. CO	区間	入港地 ま	AV.	KNOT	区間		入港地 ま																																				
			TRUE	mag											マイル	マイル	分	時分																																
		島原港											○船長の操船区間 入港の場合 { 熊本港口灯浮標 島原灯浮標 5分前から 出港の場合 { 熊本港口灯浮標 島原灯浮標 通過まで  ○熊本新港沖海域においては、季節により昼夜間共小型底引船が船団を組んで航路を横切るため注意を要する。  ○熊本港附近においては、ノリ棚が多数存在するので、視界制限状態においては、特に注意を要する。  ○島原港入出港の際、特に最大干潮時において航路すじ附近に暗礁が多く、横流れの潮流が早いので特に注意を要する。																																					
		島原港口 防波堤灯台	並	航	50	138°	144°	0.2		3	3	04																																						
		モノ瀬灯台	並	航	170	138°	144°	0.2		10	10	01																																						
		島原灯浮標	226°	232°	360	116°	122°	0.5	11.4					1.05																																				
		二ツ瀬灯標	358°	4°	マイル 1.0	119°	125°	0.8																																										
		熊本新港 港口灯浮標	並	航	50	87°	93°	7.4		12.5	11-13	47																																						
		港口灯台	並	航	50	89°	95°	1.0																																										
		熊本港								9	11-5	07																																						
						VAR		0.3				06																																						
													<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="5">基準 速 力</th> <th colspan="3">港 内</th> <th colspan="3">港 外</th> </tr> <tr> <th>速度区分</th> <th>回 転 数</th> <th>速 力</th> <th>速度区分</th> <th>回 転 数</th> <th>速 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最 微 速</td> <td>350</td> <td>6.5</td> <td>微 速</td> <td>430</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>微 速</td> <td>430</td> <td>9.0</td> <td>半 速</td> <td>541</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>半 速</td> <td>541</td> <td>11.7</td> <td>原 速</td> <td>682</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>原 速</td> <td>682</td> <td>13.8</td> <td>最高速度</td> <td colspan="2">14.8 ノット</td> </tr> </tbody> </table>	基準 速 力	港 内			港 外			速度区分	回 転 数	速 力	速度区分	回 転 数	速 力	最 微 速	350	6.5	微 速	430	9.5	微 速	430	9.0	半 速	541	11.7	半 速	541	11.7	原 速	682	13.8	原 速	682	13.8	最高速度	14.8 ノット	
基準 速 力	港 内			港 外																																														
	速度区分	回 転 数	速 力	速度区分	回 転 数	速 力																																												
	最 微 速	350	6.5	微 速	430	9.5																																												
	微 速	430	9.0	半 速	541	11.7																																												
	半 速	541	11.7	原 速	682	13.8																																												
原 速	682	13.8	最高速度	14.8 ノット																																														

島原熊本航路（上り便）

運 航 基 準 別 表

（船名）フェリーくまもと

地点番号	時刻	通過地点			針路		距離		速度		所要時間		備考	
		目 標	方 位		距離	T. CO	M. CO	区間	入港地 ま	AV.	KNOT	区間		入港地 ま
			TRUE	mag										
		熊 本 港				VAR							○上下便とも同じ。	
		港口灯台	並	航	50	318°	324°	1.3		9	5-11	09		
		熊本新港 港口灯浮標	並	航	50	269°	275°	1.0						
		二ツ瀬灯標	358°	4°	マイル 1.0	267°	273°	7.4	11.4	12.5	11-13	47		1.00
		島原灯浮標	226°	232°	360	299°	305°	0.8						
		モソ瀬灯台	並	航	170	296°	302°	0.5						
		島原港口 防波堤灯台	並	航	50	318°	324°	0.2		10	10	01		
		島 原 港				VAR		0.2				03		

島原熊本航路（下り便）

運航基準別表

（船名）レインボーかもめ

地点番号	時刻	通過地点			針路		距離		速度		所要時間		備考																																					
		目標	方位		距離	T. CO	M. CO	区間	入港地まで	AV.	KNOT	区間		入港地まで																																				
			TRUE	mag											マイル	マイル	分	時分																																
				m																																														
		島原港				VAR							<p>○船長の操船区間 入港の場合 { 熊本港口灯浮標 島原灯浮標 5分前から 出港の場合 { 熊本港口灯浮標 島原灯浮標 通過まで</p> <p>○熊本新港沖海域においては、季節により昼夜間共小型底引船が船団を組んで航路を横切するため注意を要する。</p> <p>○熊本港附近においては、ノリ棚が多数存在するので、視界制限状態下においては、特に注意を要する。</p> <p>○島原港入出港の際、特に最大干潮時において航路すじ附近に暗礁が多く、横流れの潮流が早いので特に注意を要する。</p>																																					
		島原港口 防波堤灯台	並 航	50	138°	144°	0.2		3	3	4																																							
		モン瀬灯台	並 航	170	138°	144°	0.2		10	10	1																																							
		島原灯浮標	226° 232°	360	116°	122°	0.5	11.4				1.05																																						
		二ツ瀬灯標	358° 4°	マイル 1.0	119°	125°	0.8																																											
		熊本新港 港口灯浮標	並 航	50	87°	93°	7.4		12.5	11-13	47																																							
		港口灯台	並 航	50	89°	95°	1.0																																											
		熊本港					1.0		9	11-5	7																																							
						VAR	0.3				6																																							
													<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="5">基準力</th> <th colspan="3">港内</th> <th colspan="3">港外</th> </tr> <tr> <th>速度区分</th> <th>回転数</th> <th>速度</th> <th>速度区分</th> <th>回転数</th> <th>速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最微速</td> <td>380</td> <td>9.6</td> <td>微速</td> <td>440</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>微速</td> <td>440</td> <td>10.7</td> <td>半速</td> <td>595</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>半速</td> <td>595</td> <td>12.9</td> <td>原速</td> <td>680</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>原速</td> <td>680</td> <td>14.0</td> <td>最高速度</td> <td>16.1</td> <td>ノット</td> </tr> </tbody> </table>	基準力	港内			港外			速度区分	回転数	速度	速度区分	回転数	速度	最微速	380	9.6	微速	440	10.7	微速	440	10.7	半速	595	12.9	半速	595	12.9	原速	680	14.0	原速	680	14.0	最高速度	16.1	ノット
基準力	港内			港外																																														
	速度区分	回転数	速度	速度区分	回転数	速度																																												
	最微速	380	9.6	微速	440	10.7																																												
	微速	440	10.7	半速	595	12.9																																												
	半速	595	12.9	原速	680	14.0																																												
原速	680	14.0	最高速度	16.1	ノット																																													

島原熊本航路（上り便）

運 航 基 準 別 表

（船名）レインボーかもめ

地点番号	時刻	通過地点			針路		距離		速度		所要時間		備 考	
		目 標	方 位		距離	T. CO	M. CO	区 間	入港地 ま まで	AV.	KNOT	区 間		入港地 ま まで
			TRUE	mag										
		熊 本 港											○上下便とも同じ。	
		港口灯台	並	航	50	318°	324°	1.3		9	5-11	9		
		熊本新港 港口灯浮標	並	航	50	269°	275°	1.0						
		二ツ瀬灯標	358°	4°	マイル 1.0	267°	273°	7.4						
		島原灯浮標	226°	232°	360	299°	305°	0.8	11.4	12.5	11-13	47		1.00
		モノ瀬灯台	並	航	170	296°	302°	0.5						
		島原港口 防波堤灯台	並	航	50	318°	324°	0.2		10	10	1		
		島 原 港				VAR		0.2		9	11-5	3		

第8条 速力基準

船名		レインボーかもめ		フェリーくまもと	
速力区分		速力	毎分機関回転数	速力	毎分機関回転数
港内	最微速	6.5ノット	350rpm	6.5ノット	350rpm
	微速	9.0ノット	430rpm	9.0ノット	430rpm
	半速	11.7ノット	541rpm	11.7ノット	541rpm
	航海速力	14.0ノット	682rpm	13.8ノット	682rpm
港外	微速	9.0ノット	430rpm	9.0ノット	430rpm
	半速	11.7ノット	541rpm	11.7ノット	541rpm
	航海速力	14.0ノット	682rpm	13.8ノット	682rpm
最高速力		16.0ノット	720rpm	14.8ノット	720rpm

(運航基準第4条の2関係)

事業者名	九商フェリー株式会社
航路名	島原～熊本

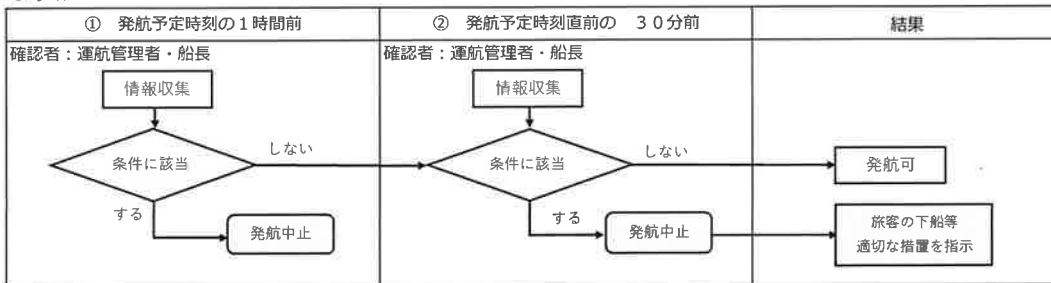
### 運航の可否判断の手順

#### 1. 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 発航中止条件（運航基準第2条）

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
熊本港	15 m/s以上 (TV気象情報・WEB)	1.5 m以上 (TV気象情報・WEB)	500 m以下 (TV気象情報・WEB)
島原港	15 m/s以上 (TV気象情報・WEB)	1.5 m以上 (TV気象情報・WEB)	700 m以下 (TV気象情報・WEB)
島原湾	20 m/s以上 (TV気象情報・WEB)	3.0 m以上 (TV気象情報・WEB)	500 m以下 (TV気象情報・WEB)

● 手順

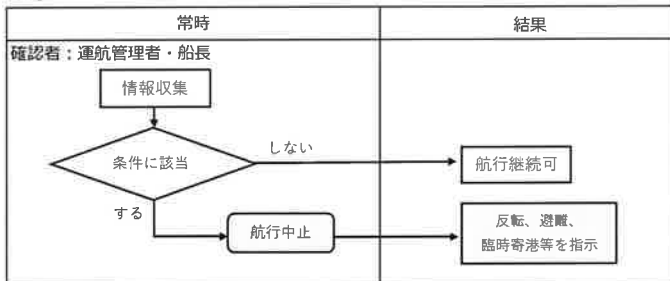


#### 2. 航行中に、航行中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 航行中止条件（運航基準第3条）

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
島原湾	15 m/s以上 (TV気象情報・WEB)	2 m以上 (TV気象情報・WEB)	500 m以下 (TV気象情報・WEB)

● 手順



#### 3. 航行中に、入港中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 入港中止条件（運航基準第4条）

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
熊本港	15 m/s以上 (TV気象情報・WEB)	1.5 m以上 (TV気象情報・WEB)	500 m以下 (TV気象情報・WEB)
島原港	15 m/s以上 (TV気象情報・WEB)	1.5 m以上 (TV気象情報・WEB)	700 m以下 (TV気象情報・WEB)

● 手順

